

平成29年度 本田小学校いじめ防止基本方針

新発田市立本田小学校
平成29年9月1日改訂

1 いじめ防止のための取組の基本方針

◆いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第1条定義より）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行う。

（平成18年度 文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」）

【具体的ないじめの様態】

- ・冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。（集団・個人）
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・所有物を隠されたり、盗まれたり、隠されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なこと恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

◆いじめ防止に向けての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめはどの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心に学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸張することができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていかなければならない。

★基本方針

○全校体制で、組織的にいじめ防止のための取組を計画的・継続的に実施する。

○いじめを発生させない教育環境や教育活動を充実させるとともに、仮に発生した場合は、早期発見・早期対応に努め、児童が安心して気持ちよく過ごせる学校づくりを行う。

2 いじめ防止対策のための組織

(1) いじめ対策に向けた中核となる常設の組織

「いじめ・不登校対策委員会」

・校長 ・教頭 ・教務主任 ・生活指導主任 ・学級担任 ・養護教諭

(2) 日常的にいじめ問題等、生徒指導上の課題に関して対応する組織

①「生活指導部会」 → 生徒指導全般についての課題や問題に対応

②「いじめ・不登校対策委員会」 → いじめや不登校の問題に対応

③「教育相談推進委員会」 → 児童のかかえる悩みやいじめ問題に対応して教育相談を推進

(3) 必要に応じて組織の構成員となる外部専門家

○心理や福祉の専門家→新発田市SSW

○医師 ○地域の教員経験者 ○保護司 ○警察官 ○弁護士

(4) 組織の役割

①学校基本方針の取組の実施、具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正

→生活指導主任・教頭

②いじめの相談・通報の窓口

→生活指導主任

③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

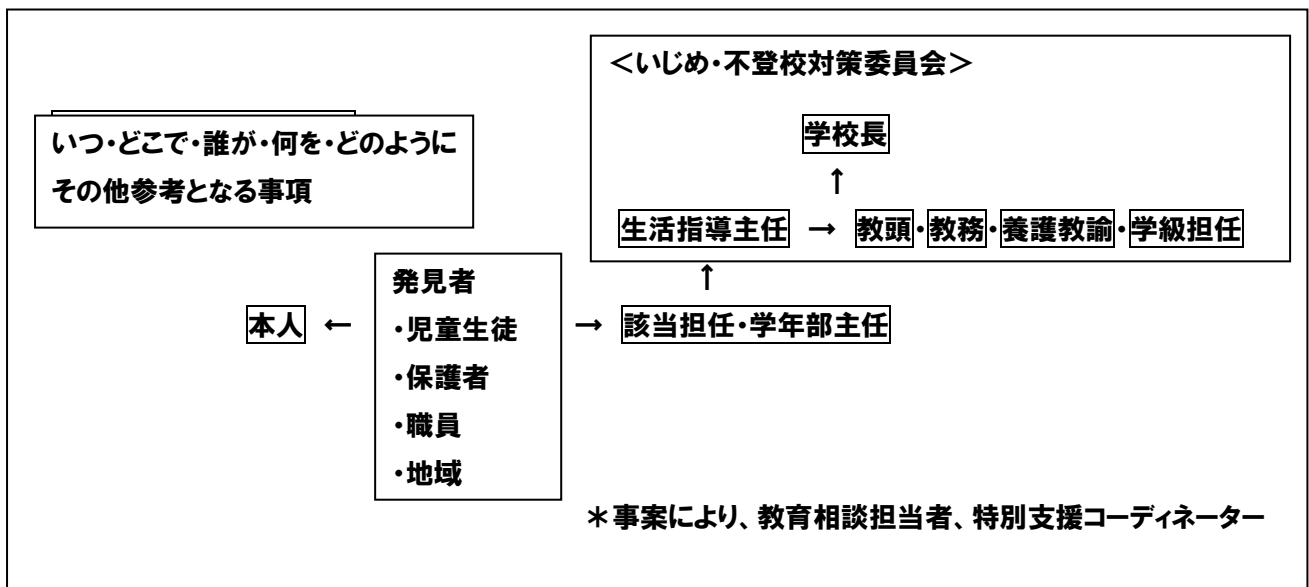
→職員情報交換会(教務)

④いじめの疑いに係る情報があった時の緊急会議の実施、いじめの情報迅速な共有、関係児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定、保護者との連携した対応

→○いじめ・不登校対策委員会(対応の方向を定める)

○緊急職員会議(情報の共有と全校体制による対応の共通理解を図る)

○担任・教育相談推進委員会(被害児童・加害児童の事実関係の聴取と保護者対応)



3 いじめ防止に向けた取組

(1) 生徒指導体制

①いじめ防止に向けた指導内容（指導事項）

1学期	・元気なあいさつ ・温かい言葉（ふわふわ言葉）と場に応じた言葉使い	・1年生や転入生への思いやり ・運動会に向けての協力
2学期	・気持ちのよいあいさつ ・本田小祭りに向けたスマイル班（異学年交流）での協力助け合い ・中学校の「いじめ見逃し0スクール集会」への参加（6年生）	・相手の立場や気持ちを考えた言動
3学期	・心をこめたあいさつ ・6年生や地域の方への感謝	・情報モラル

②年間指導計画→別紙「本田小学校いじめ防止学習プログラム」参照。

- ・教職員による教育活動・運営活動
- ・児童生徒によるいじめ防止に向けた具体的な取組（教育活動）

(2) 教育相談体制

①每学期1回の定期的な教育相談

事前に児童アンケート、保護者アンケート、Q U 調査を実施し、それを受けて教育相談を実施する。

②いじめや生徒指導上の問題発生時の教育相談

いじめや生徒指導上の問題が発生したとき、あるいは問題が発生しそうな時、生活指導部やいじめ・不登校対策委員会、教育相談推進委員会と連携し、教育相談を実施する。

○被害児童に対する教育相談 ○加害児童に対する教育相談 ○周囲の児童に対する教育相談

③スクールカウンセラーやS S Wの活用

問題が学校の組織内で解決することが困難なときは、新発田市のS S Wに協力依頼する。

④教育相談実施後の情報共有と迅速な対応

- 緊急職員会議を開き、情報の共有と全校体制による対応の共通理解を図る。
- 保護者（被害児童・加害児童の保護者）に事実を伝える。＊電話よりも対面して伝える。
- 重大な問題の場合は、市教育委員会へ伝える。

(3) 早期発見・早期対応の在り方

①ささいな変化に気付くために

＊些細な兆候でもいじめではないかという疑いをもち、早い段階から複数の職員でかかわる。校内の報告・連絡・相談といった情報連携と行動連携を怠らない（情報を抱え込まない）。

＊いじめかどうかの認知は組織で判断する。どの児童にもどの学級でも起こりうることとして積極的に認知する。早期発見・即時対応で事態の深刻化を防ぐ。

- ・日常の児童の行動観察（担任、授業者、養護教諭）
- ・学校生活アンケート（児童、保護者）その結果に基づく教育相談の実施
- ・Q U 調査の実施と分析（年2回）

- ・日記やノート
- ・保護者と信頼関係を築き、情報を収集しやすくする。(連絡帳)
- ・いじめ見逃しゼロスクール活動

②気づいた情報を確実に共有するために

***把握した内容は、速やかに職員終会や子どもを語る会などの場で報告する。必要に応じて情報収集を依頼する。**

③速やかに対応するために

***事実確認した内容を、いじめ・不登校対策委員会や生活指導部が把握し、問題の解消に向けた対応を吟味する。場合によっては、市教委外部機関及び所轄警察署に相談する。**

- ・「子どもと共に1・2・3運動」の徹底(日常)
- ・児童への聴き取り等は、個別に迅速に！
(場合によっては、教育相談推進委員も相談に加わる)
- ・保護者には、正確な事実を伝える。加害児童であっても悪者にせず、子ども思う気持ちを忘れないように伝える。また、情報を収集する場合は、加害、被害を決めつけない。どんなことで悩んでいるのか寄り添うように聴く。
- ・得られた情報や取組の日時・内容を確実に記録に残す。

4 校内研修

- ・校内研修に関する年間計画

4月	「学校いじめ防止基本方針」の説明会 「いじめチェックリスト」の取組説明 学校評価「徳育」の方針説明
6月	学校生活アンケート教育相談のやり方、指導上配慮することの共通理解
7月	子どもを語る会
8月	いじめ防止研修会 学校評価「徳育」の前期評価と後期の取組の説明
12月	子ども語る会
1月	学校評価「徳育」の前期評価の説明
3月	子どもを語る会(査定会)

- ・いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取組
「いじめ防止校内研修会」
「職員情報交換会」
- ・いじめの早期発見、いじめへの対処に関する研修
「学校いじめ防止基本方針」の説明会
- ・チェックリストを作成し、全教職員による共通理解
「いじめチェックリスト」の取組説明

5 いじめ防止に向けた取組の評価

(1) 評価の基本的な考え方

- ・児童に対しては、自分の学校生活を振り返って、学期に1回学校生活における心の在り様を中

心にアンケート調査を行う。わかりやすい設問の設定を心がける。

- ・保護者に対しては、学期に1回アンケート調査をしたり、個別懇談や家庭訪問で話を聞いたりし、定期的な評価を実施し、広くこまめに情報を得るようにする。
- ・職員に対しては、日々の教育実践と児童の向き合い方について聞き、課題となる事項をとらえ改善に取り組めるようにする。
- ・学校評価を通して得た情報のうち、緊急性のある事実については即時対応し、改善を図る。

(2) PDCAサイクルによるいじめ防止に係る学校体制の推進

<長期評価>

4月：学校評価前期方針説明、学校方針説明会(保護者・学校評議員)

6月：QU調査 **いじめ発見チェックリストによる点検**

7月：児童・保護者アンケート、教育相談

8月：前期評価「徳育」学校評価後期方針説明

9月：学校評価説明会(保護者・学校評議員)

10月：QU調査 **いじめ発見チェックリストによる点検**

11月：個別懇談による情報収集

12月：児童・保護者アンケート、教育相談

1月：前期評価「徳育」学校評価後期方針説明

学校評価説明会(保護者・学校評議員)

2月：**いじめ発見チェックリストによる点検**

<短期評価>

- ・児童の行動観察、職員情報交換会などに基づき、児童の実態や対応体制などを確認、改善する。
- ・ささいな変化でも気付くことができ、見逃さないために、更に把握した場合の迅速・確実な対応ができるように工夫する。

6 保護者や地域へのいじめ防止に向けた啓発活動

- ・いじめの実態に関する調査結果等を学校評価説明会や懇談会、便りを通じて公表する。
- ・作成した学校いじめ防止基本方針を年度初めの学校説明会で説明すると共に、HPで公表する。
- ・中学校の「いじめ見逃し0スクール」への参加の様子を便り等で紹介し、中学校区でいじめ防止に取り組んでいることへの理解を深める。
- ・学校評価項目に、いじめ防止の取組を加え、保護者にも子どもの様子をよく見てもらうようにする。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより在籍児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- 児童生徒が**自殺を企図する**、自殺未遂または自殺をした場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

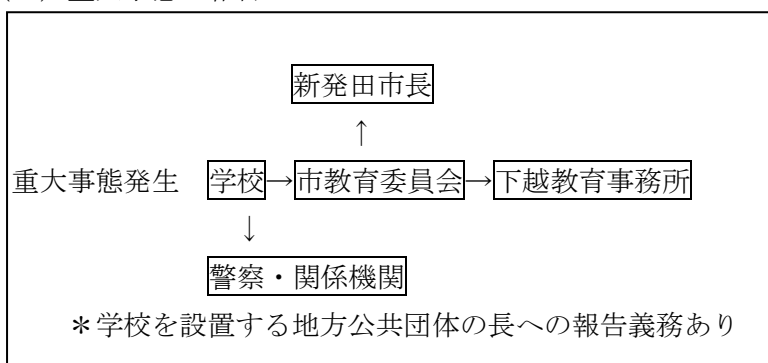
○精神性の疾患を発症した場合 など

- ② いじめにより在籍する児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

***欠席の日数については年間30日間をめやすとするが、日数にこだわらず、事案や被害児童の状況を十分考慮して判断する。**

- ③ **児童や保護者から重大事案である旨の申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとして報告・調査に当たる**

(2) 重大事態の報告



(3) 調査の主体について

- ① 学校が主体となって行う場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）

- ② 市教育委員会が主体となって行う場合

* 学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合、学校の教育活動に支障をきたす場合

(4) 調査を行う組織

- ・ 重大事態にかかる調査を行うために速やかに組織を設ける。
- ・ 学校における「いじめ防止等の対策のための組織」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言のもと適切な専門家を加える。
- ・ この組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない（第三者）参加を図る。
(市教育委員会 S S W 市担当弁護士 学識経験者 精神科医 職能団体等)

(5) 事実関係を明確にするための調査の実施

○客観的な事実関係を速やかに調査する。

○不都合なことがあっても事実にはしっかりと向き合う。

○「事実を明確にする」ために

- ・ いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような態様であったか」
- ・ 「いじめの背景」「児童生徒の人間関係にどのような問題があるか」
- ・ 「学校・教職員がどのように対応したか」

を網羅的に明確にする。

○いじめられた児童生徒から聴き取りが可能な場合

- ・いじめられた児童生徒、在籍児童生徒、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。
- ・いじめられた児童生徒、情報提供をしてくれた児童生徒を守ることを最優先する。
- ・いじめられた児童生徒には継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援等をする。

○いじめられた児童生徒から聴き取りが不可能な場合

- ・当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問調査や聴き取り調査などを行う。

(6) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して事実関係について説明する。

この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・いじめ行為がいつ ・誰から ・どのような態様で
- ・学校がどのように対応したか

イ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童生徒、その保護者に提供する場合があることを念頭におく。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明をする。

エ 調査を行う際には、調査方法と内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

ア 調査結果については、市教育委員会をとおして、新発田市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた児童生徒またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒または、その保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会をとおして、新発田市長に送付する。